

# 宮城県森林審議会議事録

日 時：平成 26 年 12 月 18 日 (木)

午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

場 所：自治会館 2 階 206 会議室

## 議 事

### 1 役員選出等

- (1) 会長及び会長代行の選出について
- (2) 部会の構成について

### 2 審議事項

- (1) 宮城北部地域森林計画の変更について
- (2) 宮城南部地域森林計画の変更について



## 宮城県森林審議会 議事録

### (1) 開 会 (司会 (片倉副参事兼課長補佐 (総括担当)))

審議会は11名の委員で構成されており、本日9名の委員の出席により、宮城県森林審議会規程第4条第2項により、会議の成立を報告した。また、県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条に基づき、審議会を公開とすることの確認を行った。

### (2) あいさつ (勝又農林水産部次長)

紹介いただきました勝又でございます。

昨日、今朝と大雪が降りまして、今日は公共交通機関もだいぶ混乱したような中で御出席いただきまして誠にありがとうございます。

審議会の委員は任期が2年になってございます。今年の2月に改選の時期を迎えまして、新しい委員の方にも御就任いただきました。のちほど司会のほうから各委員の皆様への御紹介もあろうかと思っておりますので、私からの御紹介は差し控えさせていただきます。

最近、林業に関して色々な団体から提言等々がなされてきています。そういう中で、小宮山先生の話や石破大臣の話を聴く機会がございました。小宮山さんは、スマート林業という言葉をお使いになり、集団化や機械化を進めて生産効率を上げた事業社会を作っていくべきではないかと提言されておりました。

石破大臣は、内閣府特命担当大臣として地方創生を担当している大臣でございます。農林水というのはあるんですが、石破大臣から農や水の説明はなく、林業についてかなり時間を割いてお話がございました。究極の話は「自立しなくてはだめだ」ということに尽きるのかというふうに考えていらっしゃると思います。皆さんも言葉はお聞きになっているかと思いますが、CLTという木材、部材がございまして。EUでは、そういうものを使って10階、12階建てという木造建設物が建てられています。ではなぜ日本ではできないのかと。そういう疑問点を解消して行って、木が使われるような社会を皆様方で模索していただきたいというお話でございました。あと、岡山県の真庭というところで有名な木材会社が先頭に立ち、バイオマス発電に取り組んでいる事例があります。ただその中でも、やはり集めるコストで御苦労されていると。ただそういうことも含め、なぜそうなっているのかということを経営担当者の皆さんの中で考えていただいて、より普及が進むようなシステムづくりに知恵を出していただきたい。それが地方創生につながるのだという話を伺っております。

あとは、通称JAPIC (一般社団法人 日本プロジェクト産業協議会)、あるいは東京財団、色々なところで林業に対する提言等々がなされてございます。最近では、経済界をはじめ建設業界の方々等々も、林業についてかなり興味をお持ちになっている時代なのかなというふうにも考えてございます。

そういう中で、本日、皆様方に御審議いただく森林計画というものは、資源政策、環境政策の根幹、ベースとなる計画でございます。今回は北部、南部とも樹立ではなく変更ということで、委員の皆様へに御審議いただくこととしております。

先日、衆議院選挙がありまして、経済対策の補正予算、27年度の概算要求もはじまっていますかとしております。国のほうでも、農林水産業の活性化策である農林水産業地

域の活力創造プランというものを昨年5月に策定してございます。その改訂版というのが既に出ておりました、林業の成長産業化というキーワードが盛り込まれてございます。その実現に向けて、国のほうでもかなり思い切った施策が出てくるのではないかと期待しているところでございます。

東日本大震災からの復旧・復興というのも、我々の業務の柱になってございます。当初は、平成27年までという話もありましたが、その中では、残念ながら業務を完遂することができない状況でございます。その点についても、知事をはじめ、国のほうに期間の延長を働きかけているところであり、精一杯頑張っていかななくてはいけないと考えているところでございます。資源がなければ、その先の木材産業というのは当然成り立たないわけでございますので、これから宮城県の森林資源がどういうふうに育成していくのか、あるいは使われていくのかというところを県において進めてまいりたいと思えます。あとはやはり、森林というのは生産財だけではなくて環境の面というのも非常に持っておりますし、最近ではそこに観光という言葉も散りばめられているような施策も出てきてございます。あとはNPOの皆様はじめ、そういう方の力も借りて山を再生していきましょうという試みも始まっているところでございます。

今回は、次第にお目通しいただいたかもしれませんけれども、審議事項のほかに情報提供もございますので、皆様方の御専門の分野から御意見を頂き、よりよい計画を策定してまいりたいと思えますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 出席者紹介等（司会（片倉副参事兼課長補佐（総括担当）））

会議に先立ちまして、本日御出席いただいております委員の皆様をお手元に配付しております出席者名簿に従いまして御紹介させていただきます。

なお、本日は委員改選後初めての審議会ということでございますので、新しく就任された委員の方々から御紹介させていただきます。

東北森林管理局仙台森林管理署長の小澤眞虎人委員です。

株式会社伝統建築研究所代表取締役の高橋直子委員です。

東北工業大学工学部環境エネルギー学科教授の丸尾容子委員です。

続きまして、これまでに引き続き委員を務めていただく委員の方々を御紹介させていただきます。

宮城県森林インストラクターの阿部委員です。

元宮城県林業振興協会常任理事の川村委員です。

宮城県森林組合連合会代表理事会長の齋藤委員です。

宮城県林業経営者協会会長の佐藤委員です。

東北大学大学院農学研究科教授の清和委員です。

NPO法人水・環境ネット東北専務理事の高橋万里子委員です。

なお、本日、宮城県町村会副会長で色麻町長の伊藤委員、女性林業グループ「めぐ実の森くりはら」の門傳委員は、所用のため欠席ということでございます。

- 県職員の紹介 (略)
- 日程説明 (略)
- 資料確認 (略)

(4) 役員選出等

【司会（片倉副参事兼課長補佐（総括担当））】

それでは早速議事に入りますが、議事進行につきましては、宮城県森林審議会規程第4条第1項の規定により、会議の議長は会長が当たることになっておりますが、本日は改選後最初の開催であり、まだ会長が決まっておりませんので、会長が選出されるまでの間、勝又農林水産部次長が仮議長ということで議事を進めてまいりたいと思います。それでは勝又次長、よろしくお願ひいたします。

【勝又農林水産部次長】

それでは、暫時の間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしく御協力を願ひしたいと思います。

それでは、これから会長及び会長代行の選任に入ってまいりたいと思います。次第の3の(1)に書いてある件につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

○ 事務局説明（永井部技術参事兼林業振興課長）（略）

【勝又農林水産部次長】

ただ今、森林審議会の概要及び会長、会長代行の選任について説明申し上げました。会長・会長代行の選出について、委員の皆様から御発言ございませんでしょうか。

【佐藤委員】

今まで会長を務めていただきましたし、森林生態あるいは自然環境に非常にお詳しい東北大学大学院農学研究科教授の清和先生を会長に推薦させていただきたいと思います。また、会長代行には、宮城県林業振興協会常任理事等の経験をお持ちになられ、長い林業経験もごございます川村委員を推薦いたします。

< 異議なしの声 >

【勝又農林水産部次長】

異議なしというお声を頂きましたので、ただ今、佐藤委員から御推薦いただきましたとおり、会長には清和委員、会長代行には川村委員に願ひしたいと思います。

これで、私の仮議長としての役目を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

【司会（片倉副参事兼課長補佐（総括担当））】

それでは、清和会長からひとこと就任の御挨拶を頂きまして、引き続き、会議の進行を願ひしたいと思います。

【清和会長】

ただ今会長に選出されました清和でございます。森林審議会ということで、宮城の森林をどうよくしていくか、林業をどう変えさせられていけるかといったようなことも議題にのぼるかと思ひます。多方面の専門分野の方がおられますので、忌憚ない意見を出し合ひ、活発な論議を行ってまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進行いたします。まず、本日の議事録署名委員を指名します。本日の議事録署名委員を阿部委員、高橋万里子委員に願ひしたいと存じますが、よろしい

でしょうか。

< 了承の声 >

ありがとうございます。

次に、次第3の(2)「部会の構成について」でありますけれども、事務局から御説明をお願いいたします。

【永井部技術参事兼林業振興課長】

先ほど御説明申し上げましたとおり、森林審議会規程第8条の規定によりまして「森林保全部会」と「森林保護部会」の二つの部会が設置されております。各部会の構成は、森林法施行令第7条第2項の規定によりまして、会長が各部会長を指名するほか、同条第3項の規定により委員の所属部会を定めることとなっておりますので、清和会長に部会長と委員の所属部会を決めていただきたいと思います。

【清和会長】

それでは、委員の所属部会並びに部会長を指名させていただきます。これから案を配付いたしますので御覧願います。

まず、森林保全部会は、阿部委員、川村委員、齋藤委員、高橋万里子委員、丸尾委員の5名の方々として、部会長を川村委員をお願いいたします。森林保護部会は、伊藤委員、小澤委員、佐藤委員、高橋直子委員、門傳委員の5名の方々とし、部会長を佐藤委員をお願いいたします。

以上のとおり定めたいと存じますが、よろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

ありがとうございます。

(5) 審議事項

【清和会長】

続きまして、審議事項に入らせていただきます。審議案件は平成26年10月29日付けで知事から諮問のありました「宮城北部地域森林計画の変更について」及び「宮城南部地域森林計画の変更について」であります。この2件は、関連がありますので、一括して説明願います。

- ① 宮城北部地域森林計画の変更について
- ② 宮城南部地域森林計画の変更について
  - 事務局説明 (永井部技術参事兼林業振興課長) (略)
  - 質疑応答

【清和会長】

ありがとうございました。ただ今説明を頂きましたが、委員のほうから御意見、御質問がありましたら、お受けいたします。

【佐藤委員】

仙台で、森林を無許可で乱開発するという事案があったように思われるのですが、そ

れはどういう扱いになったのか教えていただければと思います。

【永井部技術参事兼林業振興課長】

今年5月からいわゆる無許可開発ではないかということがございまして、会社の社長が逮捕というニュースもございました。実態的にはですね、あれは伐採届を出さずに伐ったということで、森林法の無届け伐採という内容でございます。無許可開発という表現をしているところもございましたが、いわゆる1ha以上の森林を開発する際には、林地開発許可を取るということになります。ただ、まだ実際には着手していなかったということで、林地開発許可の違反にはならないけれども、無届け伐採はやっていたという状況です。制度上、伐採届は市町村で受理しますが、林地開発許可の提出は県になるということで、仙台市と県のほうで連携をとりまして、業者の指導に当たっております。この秋に、仙台市が造林命令を出しておりまして、その命令に従って一部植栽を始めたというところですが、詳細については、このあとの議題の林地開発許可のところから自然保護課からお話させていただきたいと思います。

【佐藤委員】

ということは、森林簿上の森林区域からはそのままの状態であるということですね。

【永井部技術参事兼林業振興課長】

はい。まだ外れておりません。

【佐藤委員】

ありがとうございます。

【高橋万里子委員】

佐藤委員の質問の継続ではないんですが、新聞で見ますと、名取でも土取りがあったりとか、それから蕃山での伐採ですとか、そういうのは今後どのように進んでいくのでしょうか。

【永井部技術参事兼林業振興課長】

まず経過を御説明させていただきますと、先ほど言いましたとおり、林地開発の許可がなければ森林から除外はされませんので、手続を怠った業者に対しては、正式な手続をとるように行政指導してございます。詳細のほうは、後ほどの報告事項「森林伐採と林地開発許可制度の現状について」の中で説明を予定しておりましたので、そのときに自然保護課長のほうから。

【清和会長】

民有林面積の減少のうち、精度向上で31haが減とありますが、これはどういった経緯で。

【永井部技術参事兼林業振興課長】

先ほど計画制度の中で説明した森林経営計画、これは森林所有者が立てるものですが、経営計画策定の際に森林簿の情報を提供しています。それに合わせ、市町村が出している公図の成果品などももらっておりまして、それを突き合わせをすることによりまして、より正確な森林面積が出ると。実際我々の森林情報管理システムは、実測ではなくて空中写真等からの面積投影をやっておりましたが、GPSを使った公共測量成果と照らし合わせますと、面積が少なくなる傾向になっています。それらを集積して精度向上を図った結果、面積が少なくなったというかたちでございまして。実際の山は変わっておりませんが、公図のデータと整合を図ったということです。

【清和会長】

全部GPSに変わりつつあるということでしょうか。全面積。

【永井部技術参事兼林業振興課長】

市町村での取組やデータ提供にもよりますけれども、徐々に入れ替えをやろうとしているところです。

【清和会長】

これからも少しずつ変わっていくということですね。わかりました。

【佐藤委員】

ちなみに国土調査が終わった市町村と終わってない市町村はどの程度あるのでしょうか。あるいは公図が揃っている市町村とそうでないところ。

【永井部技術参事兼林業振興課長】

8割くらいでしょうか。宮城県は、全国的には進んでいるほうですね。ただ、最初の国土調査のときはGPSはなかったものですから、それがシステムに全部反映できるかということそれはちょっと難しいです。また、市町村によっては、その成果を提供していただけたところといただけないところもございますので。ただ、できるだけ御協力いただいて、今のシステムに取り込んでいるところです。

【川村委員】

今説明がありました森林計画制度の目的と体系の中で、政府が立てる森林・林業基本計画につきましては木材自給率50%を目指すという御説明があったわけなんですけれども、現在自給率はどの程度になっているのか。近年の増加なり減少の動向というのはどのようになっているのか、お願いします。

【永井部技術参事兼林業振興課長】

正確な数字は手元にはございませんが、国産材自給率は28%から29%くらいにまで増加している状況でございます。ここ数年はプラスのほうに上がっている状況です。

【川村委員】

為替の問題もあるんでしょうけれども、国産材のみならず県産材の自給率をどんどん伸ばすように、ひとつ頑張っていたいただきたいと思います。

【永井部技術参事兼林業振興課長】

ありがとうございます。ちなみにですね、平成25年度の需給関係でいいますと、宮城県内の県産材の自給率は約40%ということになってございます。震災の復興需要ということはございますが、そもそもの需要量の変動するものですから、供給量が増えても自給率が上がらないという傾向もございます。ただ量的に増えているということは事実でございますので、県産材の活用も少しずつは向上してきていると思っています。

【清和会長】

ほかに御意見、御質問ないでしょうか。

それでは、この審議事項についてお諮りしてよろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。まず審議事項(1)の「宮城北部地域森林計画の変更」について、原案のとおり適当と認める旨の答申をすることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

< 異議なしの声 >



それでは、異議なしということでございます。

続いて、審議事項(2)「宮城南部地域森林計画の変更」について、原案のとおり認めるという答申をすることにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

< 異議なしの声 >

はい。それでは異議なしということでございますので、審議事項(1)の「宮城北部地域森林計画の変更について」と審議事項(2)の「宮城南部地域森林計画の変更について」の2件については、原案のとおり適当と認めるという答申をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審議事項については終了したいと思います。

ありがとうございました。

－議事終了後、下記の事項について報告・情報提供した－

○森林保全部会・森林保護部会に係る情報提供

- ① 森林伐採と林地開発許可制度の現状について (説明者：杉下参事兼自然保護課長)
- ② 林地開発許可及び協議の状況について (説明者：杉下参事兼自然保護課長)
- ③ 松くい虫被害及びナラ枯れ被害の状況について (説明者：小杉森林整備課長)

○その他

- ① 林業・木材産業の動向について (説明者：永井部技術参事兼林業振興課長)
- ② 県内の森林整備・保全に関する動向について (説明者：小杉森林整備課長)

【清和会長】

ほかにないでしょうか。それではこれで予定された議事は終了になります。全体を通して何か御意見ありますか。なければ以上をもちまして、森林審議会の議事を全て終了したいと思います。

進行を事務局にお返しします。御協力どうもありがとうございました。

【司会 (片倉副参事兼課長補佐(総括担当))】

清和会長、ありがとうございました。事務局からほかに何かありますでしょうか。



それでは以上をもちまして、宮城県森林審議会を終了させていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

< 閉 会 >

議事録署名委員

平成27年 3月 4日

委員 阿部 育  

委員 高橋 万里子 